○東北地方整備局告示第百六十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十五日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十三号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
米沢市窪田町小瀬字江中子六八四番一から同市窪田町小瀬字鎌倉下五六〇番二まで	前	二六・三七～二六・五〇	四八・九九メートル	
	後	二六・三七～二六・八〇	四八・九九メートル	
	前	〇・三一	一九キロメートル	
	後	〇・三一	一九キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百六十九号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十五日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十五日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 路線名　東北中央自動車道相馬尾花沢線

(二) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
米沢市窪田町小瀬字江中子六八四番一から同市窪田町小瀬字鎌倉下五六〇番二まで	前	七八・四三～二一八・〇四	〇・三一九メートル	
	後	六四・七八～一九八・九八	〇・三一九キロメートル	

(三) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十五日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三十二号及び三百十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
三豊市財田町財田上字池の尾七六八一番一から三好市池田町州津乳ノ木一三八一番一まで	A	七・七〇～八・一九	九一・三三メートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	前B・C・D	八・八九～八・一九	一二・七九三キロメートル	
	後B・C・D	七・七〇～八・八九	九一・三三～一二・七九三	

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第五十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十五日

四国地方整備局長　名波　義昭

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十二号及び三百十九号	三好市池田町州津雛田七六番一地先から同市池田町州津堂面一八五番九まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年六月十五日

○四国地方整備局告示第五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十五日

四国地方整備局長　名波　義昭

一　道路の種類及び路線名　占用を制限する区域

一般国道三十二号及び三百十九号	三好市池田町州津雛田七六番一地先から同市池田町州津堂面一八五番九まで

二　制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

三　占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四　占用の制限の開始の期日　平成二十九年六月十五日

五　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○北海道開発局告示第百十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十五日

北海道開発局長　今　日出人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　十二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
美唄市字峰延四番から同市字峰延七〇九五番まで	前	三六・四二～三八・四三	〇・〇九九メートル	
	後	三六・四二～四五・一七	〇・〇九九キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局札幌開発建設部

○北海道開発局告示第百十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年六月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月十五日

北海道開発局長　今　日出人